

東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理について

1 現状

(1) 災害廃棄物の集積状況

- 本市において発生したガレキ等災害廃棄物の総量は、当初、福島県の推計等に基づき約 88 万tと試算していたが、仮置場にある廃棄物量の実測や、今後、損壊家屋等の解体撤去で発生する廃棄物量の推計を基に、現在は約 70 万tと試算している。
- これらの災害廃棄物については、現在、津波被災地区に9か所、その他の地区に9か所、計 18か所の仮置場を設置し集積を進めている。
- 市民搬入用の仮置場は、現在、「八日十日処分地跡地仮置場」、「勿来市民運動場仮置場」の2か所となっており、3月末で閉鎖する予定。
- 2月末現在、仮置場に搬入した災害廃棄物の総量は約 47.5 万tで、発生した廃棄物の推計量全体の約 68%となっている。
- 市民の生活の場周辺に氾濫したガレキ等の集積は7月末までに概ね完了。また、市民による災害ゴミの仮置場への搬入量も減少しており、現在は、被災した家屋等の解体撤去に伴い発生するガレキ等を中心に集積を進めている。

(2) 災害廃棄物の処理状況

- 仮置場へ集積した災害廃棄物の処理は、福島県と(社)福島県産業廃棄物協会との災害協定に基づき、県産業廃棄物協会いわき支部会員で構成する共同事業体への委託により進めている。
- 災害廃棄物の処理を進めるにあたっては、最終処分量を出来るだけ少なくするため、可能な限りリサイクルを進めることを基本とし、国が示すリサイクルの際の処理基準(市場に流通する前の状態で年間 10 マイクロシーベルト以下)を確保できる品目から、順次処理を進めている。
- 2月末現在、リサイクルを中心とする災害廃棄物の処分量は約 8.1 万tで、これまでに仮置場に集積した災害廃棄物全体の約 17%(発生量推計の約 12%)となっている。
- 集積した災害廃棄物のうち、焼却や埋立が必要なものについては、処理施設周辺住民の放射性物質に対する不安が強いため、処理は行っていない。

【災害廃棄物の処理状況】

(平成 24 年 2 月末現在)

区分		処理量	備考
再生利用	家電4品目	約 884t	TV・冷蔵庫・エアコン・洗濯機
	小型家電類	約 1,587t	一部売却
	金属類	約 6,620t	売却
	コンクリート殻・大谷石	約 39,033t	路盤材等に再生
	木くず	約 24,948t	建材ボードに再生
	廃プラスチック	約 6,102t	燃料に再生
	その他	約 574t	
	計	約 79,747t	
焼却処理	被災危険物 等	約 1,032t	冷凍魚類、農薬、防腐剤、試験焼却等
埋立処分	原料(雲母)	約 471t	
	合計	約 81,250t	

(3) 損壊家屋等の解体撤去

- ・ 損壊家屋等の解体撤去の申請受付期間は平成 24 年 3 月 30 日までとしている。
- ・ 津波被災地区については、12 月末までに概ね解体撤去が済んでおり、現在はその他の地区の解体撤去に取り組んでいる。
- ・ 2 月末現在、家屋解体撤去の申請棟数は、津波被災地区が 2,292 棟、その他の地区が 4,857 棟、合わせて 7,149 棟となっている。
- ・ うち解体撤去が終了している家屋等は 3,840 棟で、全体の 53.7%となっている。
- ・ 最終的に解体撤去の対象となる家屋等の数は、これまでの申請状況等から推計し、市内全体で 7,500 棟程度と見込んでおり、今後、解体撤去が必要となる家屋等は約 3,700 棟と見込んでいる。
- ・ 今後、損壊家屋等の解体に伴い発生する災害廃棄物の量は、約 23 万tと見込んでいる。
- ・ 解体撤去業務は、災害協定に基づき一括して「いわき市建設業協同組合」(組合員数 53 社)に委託し進めてきたが、申請数の増大への対応や、工事のスピードアップを図るため、1 月以降、組合への委託とは別に、一定の要件を満たす市内事業者(3 月 12 日現在該当事業者数 80 社)にも個別に業務を委託し解体撤去を進めている。

【家屋解体撤去棟数】

(平成 24 年 2 月末現在)

区分	津波被災地区	その他の地区			合計
		公的解体※1	私的解体※2	計	
申請棟数(対象棟数)	2,292	4,000	857	4,857	7,149
うち施工業者へ解体を指示した棟数	2,292	3,923	—	3,923	6,215
解体撤去が完了した棟数	2,231	752	857	1,609	3,840
解体撤去が未完了の棟数	61	3,248	—	3,248	3,309

※1 公的解体とは、所有者等からの申請に基づき市が解体撤去を行うもの。

※2 私的解体とは、平成 23 年 6 月 10 日までに所有者等が私的に解体事業者に工事を依頼(契約)し、解体撤去を行ったもので、市が当該解体事業者と改めて契約を結び直し費用を支払う。

2 今後の進め方

(1) 災害廃棄物の処理について

- ・ 損壊した家屋等の解体撤去に伴い、今後も相当量の災害廃棄物が発生するため、仮置場の容量確保が重要となるが、既存の仮置場に集積した廃棄物の選別・処分を円滑に進めることで必要な容量の確保を図っていく。
- ・ 災害廃棄物の処理にあたっては、今後も引続きクリアランスレベルを確保しながらリサイクルを積極的に進め、処理のスピードアップを図っていく。
- ・ 災害廃棄物の焼却処理や埋立処分の開始に向け、処理施設内や周辺環境の放射線量のモニタリングの実施及び公表、施設周辺住民への情報提供などを引続き行い、市民の放射線への不安の解消に努めていく。
- ・ 災害廃棄物の処理にあたっては、国が平成 23 年 5 月に策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」に沿って、平成 26 年 3 月末までを目途とし、出来るだけ早い時期に処理が完了するよう努めていく。

(2) 損壊家屋の解体撤去について

- ・ 震災により損壊した家屋等の解体撤去については、平成 24 年度中に工事を完了することを目標に、事業者の確保等に努め、処理のスピードアップを図っていく。

3 参考

(1) 各施設の被害内容と対応状況

施設名	被害内容	対応状況
北部、南部清掃センター	<ul style="list-style-type: none"> 地震による施設の一部損壊 被害額概算 122,300 千円 	<ul style="list-style-type: none"> H23 年 7 月より本復旧工事中 H24 年 3 月に工事完了予定
クリンピーの家	<ul style="list-style-type: none"> 地震による施設の一部損壊 市民啓発施設、管理棟の一部損壊 被害額概算 105,000 千円 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発施設のみ一部閉所中 H23 年 10 月より本復旧工事中 一部工事につき、H24 年度へ工事繰越予定
山田粗大ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 地震による施設の一部損壊 被害額概算 21,000 千円 	<ul style="list-style-type: none"> H23 年 10 月より本復旧工事中 H24 年 3 月に工事完了予定

(2) 収集・搬入体制の対応状況

区分	対応状況	
収集	3/14(月)	・ 避難所ごみ、避難所し尿の定時収集を開始
	3/22(火)	・ ごみ収集を一部再開(燃やすごみ・週 1 回)
	4/4(月)	・ ごみ収集を全面再開
搬入	3/26(土)	・ 北部清掃センターでの受け入れを開始(土曜日のみ)
	3/30(水)	・ 家庭から出た災害ごみの受け入れを開始(市内 3 か所)
	4/6(水)	・ 南部清掃センターでの受け入れを開始(水・土曜日) ※北部清掃センターは受け入れ休止
	4/11(月)	・ 北部清掃センターを除く各施設で月～土曜日の受け入れを開始
	4/14(水)～22(金)	・ 南部清掃センターの受け入れ休止
	4/20(水)	・ 北部清掃センターの受け入れ再開(水・土曜日) ※4/21 午後から焼却立ち下げ(受け入れ休止)
	4/23(土)	・ 南部清掃センターの受け入れ再開(水・土曜日)
	5/2(月)	・ 南部清掃センターで月～土曜日の受け入れ再開
	5/24(火)	・ クリンピーの家で月～土曜日の市民受け入れ再開
	5/25(水)	・ 北部・南部清掃センターの市民受け入れ再開(水・土曜日)
	8/25(木)	・ 北部・南部清掃センターで月～土曜日の市民受け入れ再開
	9/12(月)	・ クリンピーの森・丘で月～土曜日の市民受け入れ再開
9/15(木)	・ 南部清掃センターストックヤードで月～土曜日の市民受け入れ再開	